

第 2 章

平成22年度事業計画

I 平成22年度県南保健福祉事務所の基本方針及び重点施策

(基本方針)

保健・医療・福祉を取り巻く状況は、少子高齢化の急速な進行、生活様式や価値観の多様化、生活習慣病の増加等による疾病構造の変化など大きく変化してきている。

また、新型インフルエンザなど新しい感染症や食の安全の問題など、健康を脅かす事案の発生により、住民の安全・安心に対する関心が高まってきている。

このような状況を踏まえ、めざすべき将来の姿を3つの基本方針として定める。

- 1 一人ひとりが、人や地域とのつながりと思いやりを大切にし、お互いを支え合う温かな社会
- 2 夢や希望を持ち、生涯を通じて健やかに暮らせる豊かな社会
- 3 保健・医療・福祉サービスの充実と、不測の事態への備えがなされ、快適に暮らせる安全・安心な社会

(重点施策)

1 生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進

- ア 住民一人ひとりが実践する健康づくりを基本に、家庭、学校、職域、地域が一体となって健康的な生活習慣の確立等に取り組む「県民健康づくり運動」の展開を図り、健康寿命の延伸をめざします。
- イ 心の健康づくりに関することや薬物乱用防止思想などの普及啓発を進めるとともに、相談体制や関係機関の連携を強化します。
- ウ 精神疾患（統合失調症、うつ病、依存症など）やひきこもり等に関する正しい知識や対応について普及啓発を進めるとともに、関係機関などと連携した相談支援体制の充実を図ります。
- エ 自殺に対する住民の理解を促進するとともに、悩みや問題などを抱えている人及び自殺者の親族等への相談支援の充実を図るなど、関係機関、関係団体と連携し、自殺対策の総合的な推進を図ります。
- オ 健康づくりを円滑に進めるため、相談や保健指導に従事する者の資質の向上に努めます。

(2) 生活習慣病予防の推進

- ア 生涯を通じた生活習慣病予防のための教育を推進し、食生活、運動、たばこ（分煙対策、禁煙支援など）、歯科保健などの望ましい生活習慣の確立をめざすとともに、生活習慣の改善に取り組める環境の整備を図ります。
- イ メタボリックシンドロームの概念を普及し、医療保険者による特定健診・特定保健指導の着実な実施を推進します。
- ウ がん予防に関する正しい知識の普及、予防教育の充実を図り、がん検診受診率の向上に努めます。

(3) 健全な食生活をはぐくむための食育の推進

住民一人ひとりが、自らの食を見直し、健全な食生活と豊かな人間性をはぐくむために、家庭、学校、地域が一体となった食育の取り組みを推進

します。

- (4) 感染症対策（H I V、肝炎、結核、新型インフルエンザなど）の推進
 - ア 感染症の予防及びまん延を防止するため、感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めるほか、予防接種に関する情報や感染症情報などの情報提供に努めます。
 - イ 感染症に対し、迅速かつ的確に対応するため、検査体制並びに医療提供体制の整備などを図ります。
 - ウ B型及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療患者に対する医療費助成により、患者の経済的負担の軽減を図ります。

2 誰もが安心できる地域医療の確保

- (1) 安全・安心な医療サービスの確保
 - ア 住民が、安全で安心できる医療が受けられるよう、地域における医療機関の連携と役割分担を進めるほか、保健・医療・福祉機関の連携強化を図り、安全で質の高い効率的な医療提供体制の整備を図ります。
 - イ 救急患者の症状や程度に適切に対応できるよう、初期救急医療（小児平日夜間救急など）から二次救急医療までの救急医療体制の体系的な整備を一層進めます。
 - ウ 脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、難病などの疾病に応じた地域における医療体制の構築を推進します。
 - エ 住民の医療に必要な血液を県民の献血でまかなえるよう、献血思想の普及啓発、複数回献血の推進、ボランティア団体の育成などを図ります。
 - オ 災害時などにおいても、迅速かつ適切な医療救護活動ができるよう災害拠点病院を中心とした医療体制の整備を図ります。
- (2) 医師、看護師等の確保と質の向上
 - ア 将来的に県南地域へ医師が定着するよう、医科大学等の医学生を対象とし、県南地域の魅力と医療の現状を理解する地域医療体験研修を行います。
 - イ 限られた医療資源において、診療所医師やさまざまな専門分野の医師との連携を強化し地域医療全体の質の向上に努めます。
- (3) 医薬品の有効性・安全性の確保
 - 医師と薬剤師のそれぞれの専門性を生かし、適正な医薬分業を実施することにより、医療の質の向上を図るとともに、医薬品等の安全性の確保のため、製造所等に対する 質の高い監視指導などの実施を図ります。
- (4) がん医療の推進
 - がん診療連携拠点病院を中心とし、患者を含めた住民や市町村、医療機関、医療従事者等との連携を図りながら、在宅医療や緩和ケアなどを受けられるがん医療供給体制や相談体制の整備を支援します。

3 子育て・子育てを支える社会の推進

- (1) 地域全体で子育てを支援する仕組みの構築
 - ア 地域全体で子育てを支援していく環境づくりを進めるため、県が設定した「子育ての日」及び「子育て週間」を中心として、子育て支援を進める県民運動を推進します。

また、「子育て応援パスポート（ファミたんカード）」を交付することにより、県、市町村、事業所及び県民が一体となって、地域における子育てを応援します。

イ 子育て支援団体等と連携を図り、高齢者をはじめとした地域住民による子育て支援活動がさらに推進されるよう支援を進めます。

ウ 保育所の整備及び保育の質の向上を促進し、認可外保育施設や放課後児童クラブへの支援などを推進します。

また、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進に努めるとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した環境の整備を推進します。

(2) 子どもの健全育成のための環境づくりの推進

児童館、児童センターや地域子育て支援センター等の設置促進により、地域の子どもたちの健全育成や子育て支援が図られるよう、子どもの健全な成長のための環境づくりを推進します。

(3) 子育て家庭の経済的支援

乳幼児の医療費の負担軽減、多子世帯の保育料の助成などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

(4) 援助を必要とする子どもや家庭への支援

ア 障がいのある子どもやその家族が地域で安心して生活するために、身近な地域で療養指導・相談の実施、教育等の関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。

イ 家庭において適切な養育を受けることができない子どもについて、里親や児童養護施設等における養育や保護による生活支援を進め、社会的自立を促します。

ウ ひとり親家庭においても安心して子育てができるよう、経済的支援、就業支援、生活支援などによる総合的な自立支援を進めます。

(5) 妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保

ア 総合周産期医療システムについて、関係機関の機能分担と相互の有機的連携を図るなど一層の整備充実を図ります。

イ 小児救急電話相談などにより保護者の不安を軽減する相談体制の啓発を図ります。

ウ 不妊に悩む夫婦が相談できる体制の充実を図るとともに、不妊治療に要する費用について、負担の軽減を図ります。

(6) 次代の親を育成するための環境づくりの推進

ア 若者の社会参画の場を設けるなど、若者の交流を支援します。

イ 思春期の若者や保護者等に対して、性に関する不安や悩みなどについての相談、関係機関とのネットワークづくりを継続して思春期保健対策を推進します。

4 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

(1) 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進

「ノーマライゼーション理念」に加え、「ユニバーサルデザイン」の考え方のもと、高齢者、障がい者、老若男女すべての人が、互いに支えあい、尊重しあいながら、その人の個性にあった生き方が主体的に営める地域づくりを推進します。

- (2) 誰もが人と人とのつながりを感じることができる地域づくりの推進
- ア 地域社会において、一人暮らしの高齢者など地域で孤立しがちな人々も社会的なつながりを確保し、自分らしく充実した生活を安心して送ることができるよう、ボランティア活動をはじめとした福祉への住民参加の促進と、これに対する支援、多様な民間福祉活動の振興を図ります。
 - イ 福祉サービスを必要としている人が、安心して良質なサービスを受けられることができるよう、福祉・介護人材の資質の向上に努めるとともに、福祉・介護サービスを運営する事業者が行う人材確保の取り組みや、福祉・介護サービス分野に就業を希望する方々への支援を推進します。
- (3) 生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進
- 高齢者や障がい者など、誰もが、生きがいを持ち、仕事や仕事以外の社会参加（学習活動、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動など）ができる地域づくりを推進します。
- (4) 高齢者を対象とした福祉サービスの充実
- ア 高齢者が、できる限り健康で自立した生活を継続できるよう、要介護状態になることを予防し、要介護状態になっても悪化しないようにするため、介護予防に関する知識や活動の普及・促進を図るとともに、市町村の事業内容の評価などにより取り組みを支援します。
また、高齢者の施設の居住環境に配慮した施設整備を支援します。
 - イ 高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、認知症の予防対策、認知症高齢者への介護サービスの充実などの支援対策を推進するとともに、高齢者への虐待防止・早期発見・早期対応のための体制整備を促進します。
 - ウ 介護に関する基礎的な知識や技術を普及していくとともに、関係機関と連携した介護者の相談支援体制の充実を図ります。
- (5) 地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援
- ア 障がいがある人たちが、自分らしい自立した生活と地域参加を実現するためにその人にあった自立のあり方を理解し、障がいのある方自身のニーズに適切に対応しながら、地域生活支援体制の充実を図り、生活の場を地域に移していくための取り組みを促進します。
 - イ 障がいのある方の就労や居住環境、人権に配慮した適切な医療の確保など生活環境全般への取り組み（介護、生活訓練、職業訓練など）を積極的に展開するとともに、障がいのある方がより適切で質の高いサービスを利用できるよう市町村や事業者の支援・指導に努めます。
- (6) DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援
- 児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、配偶者等からの暴力などは、犯罪ともなり得る重大な人権侵害であるため、市町村、民間支援団体、その他の行政機関などとの連携協力を推進しながら、虐待や暴力の防止及び被害者等の保護・支援のための対策を総合的に推進します。
- (7) 生活保護制度の適正実施
- 市町村や関係機関と連携して、実情に即した支援を適正に実施するとともに、就労支援を始めとする各種事業を活用し、速やかな自立を支援します。

5 誰もが安全で安心できる生活の確保

- (1) ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進
歩行困難な方が移動で使用する車の駐車スペースを確保するため、「おもいやり駐車場利用制度」などの普及を図ります。
- (2) 生活衛生水準の維持向上
住民の生活に密接な関係を有する生活衛生関係営業施設に対する監視指導を実施し、衛生水準の維持向上のための対策を推進します。
- (3) 安全な水の安定的な確保
住民が安全な水を将来にわたって安定的に享受できるように、市町村等による水道事業の適正な運営・管理のほか、地域の実情を踏まえ必要に応じた広域化、さらには危機管理体制としての広域連携等の強化を支援します。
- (4) 食品等の安全性の確保
消費者が安心して食品を選ぶことができるよう、消費者の視点を重視し、関係機関等との相互の連携を図りながら、生産から流通、消費に至る一貫した食品安全確保対策を推進します。
- (5) 人と動物の調和ある共生
動物愛護思想の普及啓発のほか、「飼い犬のしつけ方教室」等各種の事業を通してペット動物の終生飼養や動物の適正飼養に関する意識の定着化を図り、人と動物の調和ある共生を推進します。
- (6) 健康危機管理の強化
医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により、住民の生命・健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防や拡大防止に関する業務（健康危機管理）の充実強化に努めます。

II 平成22年度主要事業計画

1 【生涯にわたる健康づくりの推進】

(1) 心身の健康を維持、推進するための環境づくりの推進

事業名	事業概要	担当課
①健康ふくしま21推進事業	<p>県民の健康づくりの基本方針である「健康ふくしま21計画」の推進に努めます。</p> <p>(1) 市町村健康増進計画策定支援 (2) 県南の地域・職域連携推進事業 (3) たばこ対策事業 (4) 栄養・食育対策事業 (5) 歯科保健対策事業</p>	健康増進課
②薬物乱用防止事業	<p>薬物乱用の低年齢化が進行していることから若年層に重点を置いた薬物乱用防止思想などの普及啓発を図ります。</p> <p>(1) 薬物乱用防止教室の開催 (2) 薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回 (3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動による啓発活動(ヤング街頭キャンペーン) (4) 薬物乱用防止指導員協議会の育成指導 (5) 不正大麻・けし撲滅運動の実施 (6) 薬物相談窓口事業</p>	医療薬事課
③自殺対策推進事業	<p>自殺者の減少に向けて「福島県自殺対策推進行動計画」に基づき支援体制を整備するとともに、自殺予防セミナーの開催や市町村が取り組む自殺対策関連事業等を支援し、自殺対策の定着化を図ります。</p> <p>(1) 相談支援窓口の設置 (2) 自殺予防セミナーの開催 (3) 自殺発生回避のための体制の整備 ・うつ病ハイリスク者や精神疾患対象者に対する個別支援。 ・市町村がうつ病ハイリスク者への対応を行う際の支援。 (4) 自殺対策緊急強化基金事業 平成23年度までの特別対策として、相談体制の整備や人材育成など、地域における自殺対策を強化。</p>	保健福祉課

(2) 感染症対策（HIV、肝炎、結核、新型インフルエンザなど）

事業名	事業概要	担当課
① 感染症予防対策事業	<p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められた各疾病の発生時には、患者等へ適切な医療の機会を提供するとともに、疫学調査及び保健指導を実施し、二次感染によるまん延の防止を図ります。</p> <p>さらに、正しい知識の普及啓発活動を行うとともに、予防接種に関する情報や感染症情報などの情報提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症予防対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・疫学調査の実施等 (2) 結核対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・結核患者管理（登録・管理検診、接触者検診） ・結核患者療養支援事業の実施 ・結核に関する知識の普及啓発事業 ・感染症診査協議会開催 (3) 感染症発生動向調査事業 (4) 社会福祉施設等における感染症予防対策事業 (5) 感染制御ネットワーク支援事業 (6) 新型インフルエンザ対策推進事業 (7) 予防接種普及事業 	医療薬事課
② エイズ等予防対策事業	<p>エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消のため、エイズの正しい知識の普及啓発活動を行うとともに、エイズに関する相談及びHIV（ヒト免疫不全ウイルス）抗体検査事業を実施します。</p> <p>また、B型・C型肝炎検査を実施し、住民の不安解消、検査受診機会の拡大を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 普及啓発活動事業 (2) HIV抗体検査・エイズ相談 (3) 肝炎ウイルス検査 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所における肝炎検査 ・検査委託医療機関による検査 	医療薬事課
③ 肝炎治療特別促進事業	<p>B型及びC型肝炎について、肝硬変・肝がん等への進行予防および肝炎治療を推進するため、インターフェロン治療患者並びにB型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療患者の経済的負担の軽減と受診機会の拡大を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象医療：B型・C型肝炎ウイルス除去を目的とするインターフェロン治療で、保険適用となっているもの。（医療費助成） B型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療で保険適用となっているもの。（医療費助成） ・助成期間：同一患者について1年間。 （延長規程、2回目の制度利用規程有り、アナログ製剤治療に関しては助成期間の更新有り） 	医療薬事課

2【誰もが安心できる地域医療の確保】

(1) 安全・安心な医療サービスの確保

事業名	事業概要	担当課
①医療安全対策事業	<p>医療法において、医療安全管理体制の充実・強化を図ることが明示されています。</p> <p>この体制の更なる充実を図るため、医療機関の立入検査の実施や研修会等の開催を通して、医療事故防止や院内感染の防止等について適切な指導を行い、安全で質の高い効率的な医療提供体制の整備を図ります。</p> <p>(1) 医療機関等立入指導 (2) 医療安全研修会の開催 (3) 医療安全ネットワーク確保事業 (4) 医療相談</p>	医療薬事課
②救急医療対策事業	<p>救急患者の症状や程度に適切に対応できるよう、初期救急医療（小児平日夜間救急など）から二次救急医療までの救急医療体制の体系的な整備を一層進めます。</p> <p>(1) 県南地域救急医療対策協議会の開催 (2) 県南地域救急医療対策ワーキンググループ会議の開催 (3) 県南地域救急医療対策医療者会議 (4) 県中・県南地域メディカルコントロール協議会の開催 (5) 県中・県南地域傷病者搬送受入体制検討会の開催</p>	医療薬事課
③難病対策の推進事業	<p>特定疾患治療研究事業により医療費の負担軽減を図るとともに、関係機関と連携を図り、難病患者・家族が安心して療養生活を送ることができるよう支援体制の整備を図ります。</p> <p>(1) 特定疾患治療研究事業 (2) 難病在宅療養者支援体制整備事業</p>	健康増進課
④献血推進事業	<p>住民の医療に必要な血液を県民の献血でまかなえるよう、献血思想の普及啓発、複数回献血の推進、ボランティア団体の育成など、献血の推進を図ります。1)</p> <p>(1) 街頭キャンペーンの実施 (2) 管内市町村献血担当者会議の開催 (3) 献血協力事業所訪問の実施 (4) ジュニア献血ポスターコンクール事業</p>	医療薬事課

(2) 医師、看護師等の確保と質の向上

事業名	事業概要	担当課
①医師定着促進事業	将来的に県南地域へ医師が定着するよう、医科大学等の医学を対象とし県南地域の魅力と医療の現状を理解する地域医療体験研修を行います。	地域支援課

(3) 医薬品の有効性・安全性の確保

事業名	事業概要	担当課
①医薬品の安全対策事業	医師と薬剤師のそれぞれの専門性を生かし、適正な医薬分業を実施することにより、医療の質の向上を図るとともに、医薬品等の安全性の確保のため、製造所等に対する質の高い監視指導などの実施を図ります。 (1) 薬事監視指導 (2) 医薬品登録販売者資質向上支援事業	医療薬事課

(4) がん医療の推進

事業名	事業概要	担当課
①地域がん医療連携拠点病院整備事業	がん診療連携拠点病院を中心とし、患者を含めた住民や市町村、医療機関、医療従事者等と連携を図りながら、在宅医療や緩和ケアなどを受けられるがん医療供給体制や相談体制の整備を支援します。	地域支援課

3 子育て・子育てを支える社会の推進

(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みの構築

事業名	事業概要	担当課
①子育て支援を進める県民運動事業	「子育て支援を進める県民運動」の一環として11月の「子育て週間」の期間内に広報、啓発活動を実施し、社会全体で子育て・子育てを支える気運の醸成を図るとともに、管内の子育て支援関係者、団体等によるネットワークの強化に努めます。	保健福祉課
②次世代育成支援対策の推進	市町村の次世代育成支援対策行動計画（後期計画）を推進するため、市町村、関係団体等へ支援策の各種情報を提供します。 (1) 市町村、保育所等への情報提供（随時） (2) 実状把握及び助言 市町村保育行政調査指導及び児童福祉施設監査	

	<p>時等において市町村の実情を確認のうえ助言、情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉(保育関係)行政調査指導9市町村予定 ・保育所指導監査22か所予定 等 	
--	--	--

(2) 次代の親を育成するための環境づくりの推進

事業名	事業概要	担当課
①若者の性の健康圏域連携会議	<p>県南地域における10代の性の健康問題を分析・協議し、関係機関との連携・協力体制の強化を図り有機的な事業を推進します。</p> <p>(1) 若者の性の健康圏域連携会議の開催</p> <p>(2) けんなん思春期通信発行、ホームページの充実、思春期保健教育等実施状況調査実施</p>	保健福祉課
②思春期相談事業	<p>思春期にある子ども達の性の健康問題に適切に対応できる個別相談体制の充実に向けて、思春期相談ほっとラインによる電話やメール相談等により、性の悩みや不安等に対する相談や正しい知識の提供等に努めます。</p> <p>(1) 思春期相談ほっとライン(電話・面接・メール相談)</p>	保健福祉課

4 【ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進】

(1) 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進

事業名	事業概要	担当課
①高齢者福祉計画等の推進	<p>県南地域における高齢者福祉計画等の進捗状況の管理や課題の検討等を行います。</p> <p>(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に係る県南圏域連絡会議の開催</p>	保健福祉課

(2) 地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援

事業名	事業概要	担当課
①障がい者の地域生活移行の支援	<p>障がいのある人たちが、自分らしい自立した生活と地域参加を実現するため、地域生活支援体制等の充実を図ります。</p> <p>(1) 精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業 受入条件を整えば退院可能な精神障がい者に対する退院支援並びに地域の受入体制の整備。</p> <p>(2) 障がい児(者)地域療育等支援事業</p>	保健福祉課

	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の相談支援体制整備の推進。 ・専門的な療育指導及び相談支援の実施。 <p>(3) 障害者自立支援対策臨時特例基金事業 自立支援法施行に伴う激変緩和や事業者支援などを実施。</p> <p>(4) 障がい者就業・生活支援センター事業 (本庁執行事業) 労働・生活に関する相談・助言などを実施。</p> <p>(5) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業 施設の耐震化及びスプリンクラー整備の促進。</p>	
--	--	--

(3) DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援

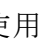
事業名	事業概要	担当課
①配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業	<p>地域におけるDV防止の拠点である配偶者暴力防止相談支援センターとして、その業務を中心に担う女性相談員を配置し、DV被害者からの相談に対応するとともに、センターと市町村、警察、医療機関、司法機関等との連携の強化を図ります。</p> <p>また、DV防止対策に関する研修への参加によるDV防止に関する法知識の取得、相談対応技法の習得、実務的能力の向上を通して、DV被害者からの相談対応能力の強化を図ります。</p>	保健福祉課

(4) 生活保護の適正実施

事業名	事業概要	担当課
①生活保護事業	<p>要保護者の生活の支援と円滑な自立を促進するため、生活保護法に基づく各種扶助を実施します。</p> <p>また、実施に当たっては、訪問調査活動、扶養能力調査及び収入資産等調査の充実徹底、役場・医療機関等関係機関との連携強化を図り、生活保護の適正実施を推進します。</p>	生活保護課
②就労支援事業	<p>稼働能力を有するが、就労に係る意欲や能力が低い等就労に至らない被保護者の就労を促進することにより、経済的自立を支援します。</p>	
③長期入院患者等退院促進事業	<p>医療機関に長期入院している被保護者であって、病状が安定し入院治療の必要性がなく、受入条件が整えば退院可能な者に対して、退院阻害要因の解消及び地域生活への移行を促進し、健康で文化的な日常生活が営めるよう支援します。</p>	
④住宅手当緊急特別措置事業	<p>離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。</p>	

5【誰もが安全で安心できる生活の確保】

(1) ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進

事業名	事業概要	担当課
①おもいやり駐車場利用制度の推進	車いす使用者用駐車スペース（  マークのある駐車場）の利用適正化を図るため、対象者に県が利用証を発行し、利用者には駐車する際に利用証の掲示を求める「おもいやり駐車場利用制度」が平成21年7月1日からスタートしたことから、この制度の推進を図ります。	保健福祉課

(2) 生活衛生水準の維持向上

②生活衛生関係営業の衛生確保事業	<p>生活衛生関係営業施設に対して、個別的・重点的な指導を実施するとともに、自主管理体制の確立を支援しながら衛生水準を確保するため、公衆浴場や旅館の浴槽水のレジオネラ属菌検査や理美容所内使用器具の消毒効果確認検査を実施するなどして、適切な指導と情報提供に努めます。</p> <p>(1) 理容所・美容所・クリーニング所等営業施設への立入指導</p> <p>(2) 旅館及び公衆浴場浴槽水のレジオネラ属菌検査</p> <p>(3) 業種別衛生講習会の開催</p>	衛生推進課
------------------	--	-------

(3) 安全な水の安定的な確保

事業名	事業概要	担当課
①水道水の安全確保事業	<p>水道水の安定的供給及び水道事業の計画的整備に関する指導及び支援を行うとともに、水道施設の適切な維持管理状況の把握及び指導に努めます。</p> <p>(1) 水道施設への立入指導（書類検査及び現場検査）</p> <p>(2) 水道国庫・県費補助事業の指導及び助言</p> <p>(3) 危機管理対策共同実施の可能性の検討</p>	衛生推進課

(4) 食品等の安全性の確保

事業名	事業概要	担当課
①食品の安全性の確保事業	<p>「平成22年度福島県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品製造施設等の効率的かつ効果的な監視指導を実施し、食品の安全性の確保を図ります。</p> <p>また、食品の表示や食の安全確保に関する苦情や相談の総合窓口として設置されている「食品安全110番」について、関係機関と連携して円滑な運営を行います。</p> <p>消費者が安心して食品を選ぶことができるよう、消費者の視点を重視し、関係機関等との相互の連携を図りながら、生産から流通、消費に至一貫した食品安全確保対策を推進します。</p> <p>(1) 食品製造施設等の監視指導 (2) 大規模調理施設や広域流通食品の製造施設の衛生指導 (3) 食品の収去検査 (4) 食品衛生思想の普及啓発 (5) 「小・中学生の食の安全教室」等の実施 (6) 食の安全・安心推進事業</p>	衛生推進課

(5) 人と動物の調和のある共生

事業名	事業概要	担当課
①人と動物の共生の推進事業	<p>県民が快適で健やかな生活を送れるよう、動物による危害の発生防止に努めるとともに、動物の愛護と適正飼養に対する関心と理解を深めるための施策を実施します。</p> <p>(1) 動物の適正飼養に関する啓発 (2) 「飼い犬のしつけ方教室」、「小学校への獣医師派遣事業」の実施 (3) 動物取扱業者に対する立入指導</p>	衛生推進課

(6) 健康危機管理の強化

事業名	事業概要	担当課
①健康危機管理体制整備事業	<p>原因が特定できない健康被害の発生や、大規模な健康被害が発生した時などの健康危機管理対策に万全を</p>	医療薬事課

期するため、関係機関との連携体制整備や平常時から模擬訓練等による対応能力の向上を図り、マニュアルに基づく迅速かつ適切な対応に努めます。

(1) 平常時対応

- ・ 所内体制整備等
- ・ 模擬訓練等の実施
- ・ 災害時医薬品等の備蓄
- ・ 関係機関の立入指導

(2) 発生時対応 (24時間体制)